

## 市債権の放棄について

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和4年4月 ~ 令和5年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	港湾事業会計	賃貸料等	私債権	1	77,801,010	1号	経営課
2	港湾事業会計	賃貸料等	私債権	1	144,213,686	1号	経営課
3	港湾事業会計	賃貸料	私債権	1	248,184	1号	経営課
4	港湾事業会計	岸壁使用料相当損害金	私債権	1	228,982	1号	海務課
合 計				4	222,491,862		

〔参考〕 神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)  
(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。